



平成29年10月16日

各 部 長 様
各課（局・所・消防）長 様

総 務 部 長

平成30年度 阿賀野市予算編成方針について（通知）

平成30年度予算について、次のとおり編成に関する方針を定めたので、阿賀野市財務規則第7条第1項の規定により通知します。

1 はじめに

内閣府の平成29年9月の月例経済報告では「景気は緩やかな回復基調が続いている」とされる一方、中国において不動産価格や過剰債務問題を含むことによる金融市場の下振れリスクがあることを始め、海外市場の不確実性の高まりや、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしています。

6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では「600兆円経済の実現と平成32年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す」としていますが、衆議院の解散・総選挙が行われることとなり、消費税増税分の使途変更や増税そのものの凍結の可能性が出てきて、今後の国の財政運営は不透明となっています。また、平成30年度総務省所管予算概算要求において、「地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう前年度の地方財政計画の水準を下回らないように地方一般財源の総額を確保する」こととしています。阿賀野市では合併特例期間の段階的な縮減に入った地方交付税が引き続き減額することもあり、平成30年度一般会計予算は財源不足が生じる厳しい財政状況が見込まれます。

したがって、予算編成では平成28年3月に策定した総合計画（2016-2024）の基本計画（2016-2020）で定めた政策・施策を実現するための事業に重点を置き、



行政経営システムの本格稼働による効率的な財政運営を行います。

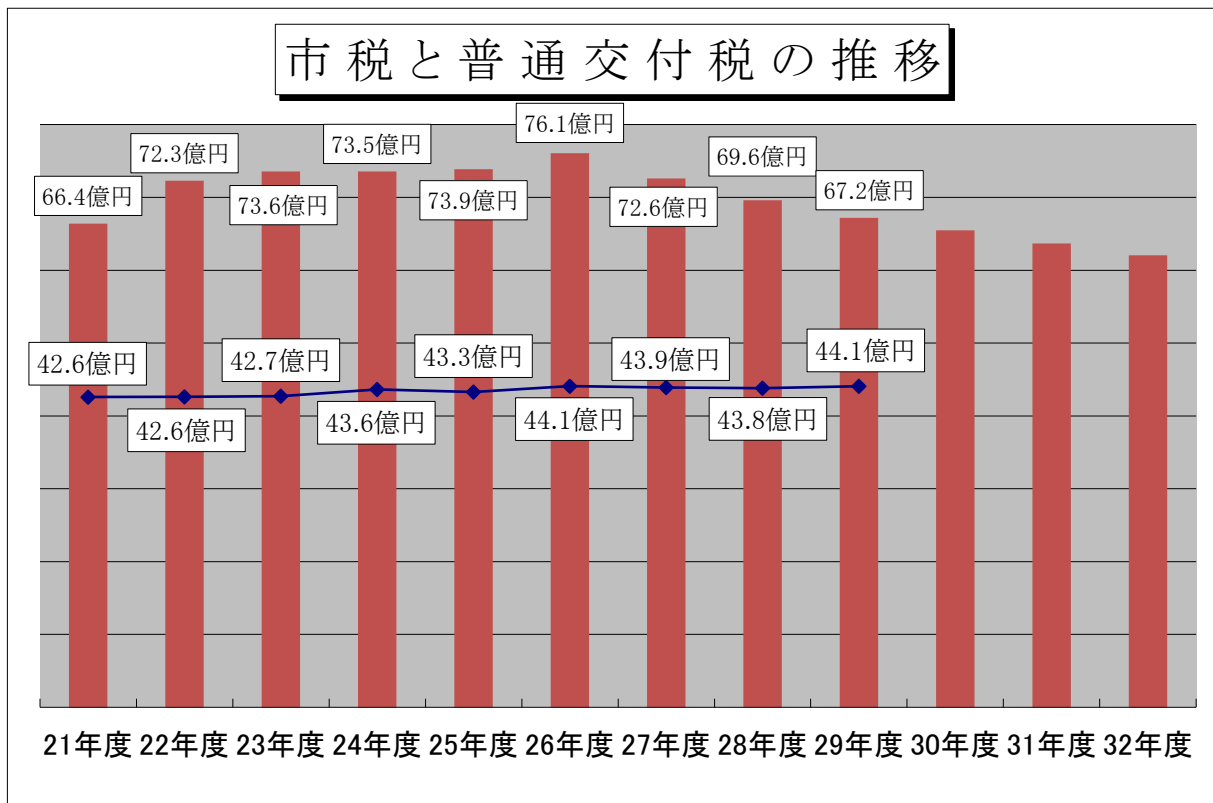
2 阿賀野市の財政状況

(1) 主要財源

本市の財政状況ですが、主要財源である市税収入は、収納率は5か年連続で上昇していますが、収入額で見ると、平成28年度決算において対前年度比約1,091万4千円(0.2%)の減収となりました。主な要因ですが、グリーン化を進める観点から導入された重課税率の影響により軽自動車税が増収となったほか、固定資産税も増収となりましたが、市民税、たばこ税、鉱産税や入湯税は減収となり、全体としても減収になったものです。

国では「景気は緩やかな回復基調にある」として、ここ数年は地方税の増収を見込んでいます。しかし、本市では29年度は9月現在で調定額・収納率ともに前年度比で増えていますが、30年度は固定資産税の評価替えの影響による減収要因も見込まれます。このため、市税については課税客体を確実に捕捉し公平な賦課に努めるとともに、市民の皆さまから税の重要性をご理解いただき、確実に納付していただくよう引き続き取り組んでいく必要があります。

また、地方交付税については平成28年度決算で歳入全体の35.1%を占め、本市においては特に依存度が高い財源であります。合併特例期間終了に伴う段階的縮減などの影響を受け、普通交付税は前年度比約3億円の減収となりました。平成30年度も現時点での見通しとしては今年度と同額程度の減収となる見込みです。



(2) 直面する課題

本市は、平成27年度から合併特例期間終了に伴い普通交付税や臨時財政対策債の発行可能額が5年間の段階的縮減期間に入っています。

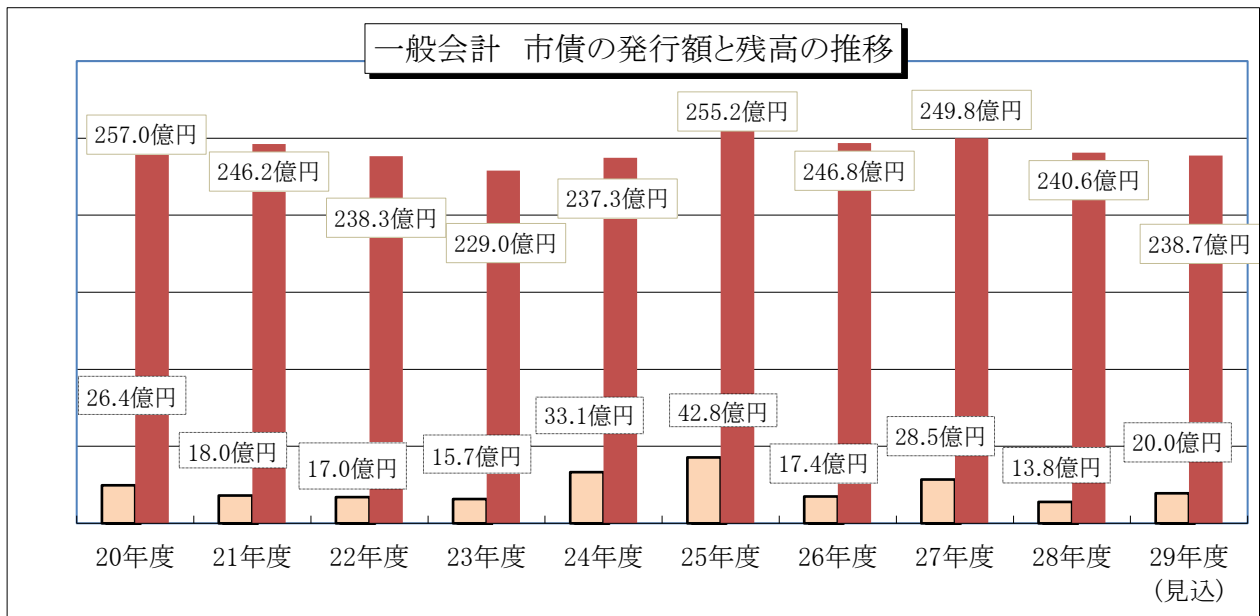
この影響を受け、平成28年度決算では経常的経費はほぼ横ばいであるにもかかわらず経常収支比率が91.1%（昨年度比2.1ポイント増）と平成20年度以来8年ぶりに90%を超え、現状の制度やサービスの水準、施設管理や人員体制を維持したまま政策・施策を拡充することの難しさを示しています。

中期的には、歳入面では、生産年齢人口の減少が個人市民税の減少につながるほか、人口を基礎に計算されることが多い地方交付税にも影響があります。地方交付税については、地方自治体全体での基金残高が増加しているとして地方一般財源を抑制すべきだという意見も国にあり、平成31年度以降の部分を含め、総務省と財務省の折衝を注視していく必要があります。歳出面では、公共施設の延床面積の約4割が大規模改修工事の目安となる建築後30年を経過して、今後の公共施設（建物）とインフラ関連の将来更新費の推計は年間30億円と、過去の実績より5.6億円多くなっており、今後は更新や大規模改修のための費用の増



大が懸念されます。

市債については、平成28年度決算で対前年度比約13億9千万円の大幅減となりましたが、主な理由としては27年度は新病院整備事業の出資債や水原公民館・水原総合体育館の耐震化・大規模改修事業債などの借入を行ったことによるものです。このため平成28年度末の市債残高は前年度比で減少しましたが、交付税算入率の高い合併特例事業債の発行が平成31年度で終了することから、中長期的には後年度の財政負担に十分配慮する必要があります。



3 予算編成の基本方針

(1) 総合計画（行政経営システム）と連動した財政運営

総合計画は、市の経営計画として、「政策推進」、「行政改革（行政経営）」、「健全財政」の3側面を包含した計画となっています。この考え方に基づき、今年度から本格稼働した行政経営システムと予算編成を連動させ、成果指標重視の視点に立った行政経営（PDCA）サイクルを更に推進していきます。

サイクルの実施状況ですが、7月の施策成果レビューでの施策評価（CHECK）に基づき事業内容や予算配分の見直し（ACT）を行い、既に実施計画事業についての予算要求入力をしていただいているところです。今後は実施計画事業・新規事業について計画（PLAN）した内容に基づき実施計画ヒアリングを



行い30年度の実施計画事業を確定し、事業の執行（DO）となります。

（２）重点化する事業

平成30年度予算編成では、引き続き「選択と集中」により、限られた財源の中でも特に次の事業に重点的かつ効果的に配分します。

ア 総合計画の重点分野に設定した「33の基本事業」

イ 地方創生関連事業（実施計画に包含されていないもの）

（３）地方創生関連等の新たな制度への迅速な対応

国は、地方創生の推進に向け、その取り組みを後押しする交付金を創設するなど、目まぐるしいスピードで新たな制度や財源を検討、創設しているところです。市の対応が遅れないためにも、積極的な情報収集に努め、国の交付金などを最大限活用する施策を実行する必要があります。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

市が所有する公共施設等の全体状況を把握し、市の取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本方針を定める「公共施設等総合管理計画」を平成29年2月に策定しました。今後は「施設保有量の適正化」「維持管理の適正化」「施設運営の適正化」の3つの基本方針に基づき施設所管課が個別施設計画を策定し、将来の施設の方向性を見据えた予算編成を行ってください。

（５）国・県の補助制度

国・県の動向に十分留意し、予算額が下回ることはないよう適正な額を見積もること。また、補助制度等の廃止又は縮小があった場合は、原則その内容に合わせて事業を縮小又は廃止すること。

（６）特別会計

特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、財源を安易に



一般会計に依存することなく、自主財源（適正な負担基準の見直しを含む）や国・県補助金等の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。

4 予算編成手法

要求予算区分

要求する予算は事業毎に「実施計画事業」と「経常的事业」に区分します。

実施計画事業とは、総合計画で定める基本事業の推進に特に貢献する事務事業で実施計画ヒアリングの対象事業を指します（平成29年度は170事業）。

経常的事业とは、上記事業以外の全ての事業で、事務費や義務的経費を含みます。

スケジュール

今年度の実実施計画事業のPDCAサイクルは下記のとおりです。

経常的事业については例年どおりのスケジュールになっています。

月	日	実施計画事業（新規事業含む）		経常的事业	
		原課	企画財政課	原課	企画財政課
7	上旬	事業評価入力		事業評価入力	
	11～ 21	施策成果レビュー	CHECK（評価）		



ACT（改善）

レビューでの指示事項を踏まえた事業構築

10	上旬	実施計画作成 (予算要求入力完了)			
	24	予算編成説明会（予算編成方針通知）			
	下旬	実施計画ヒアリング（継続事業）	PLAN（計画）	予算要求入力	
11	中旬	実施計画ヒアリング（新規事業）			
	下旬	要求基準・ヒアリング による事業費修正	市政経営会議		
12	上～ 中旬	予算編成	企画財政課ヒアリング (確認作業)	予算編成	企画財政課ヒアリング
		当初予算（案）作成			
1	下旬				

⇒基本計画を達成するための効率的・効果的な事業実施・事務執行

DO（実行）



総合計画体系との連携

新年度予算は、引き続き総合計画における成果指標の達成を最優先課題とした編成を行うため、下記に留意のうえ予算要求をお願いします。

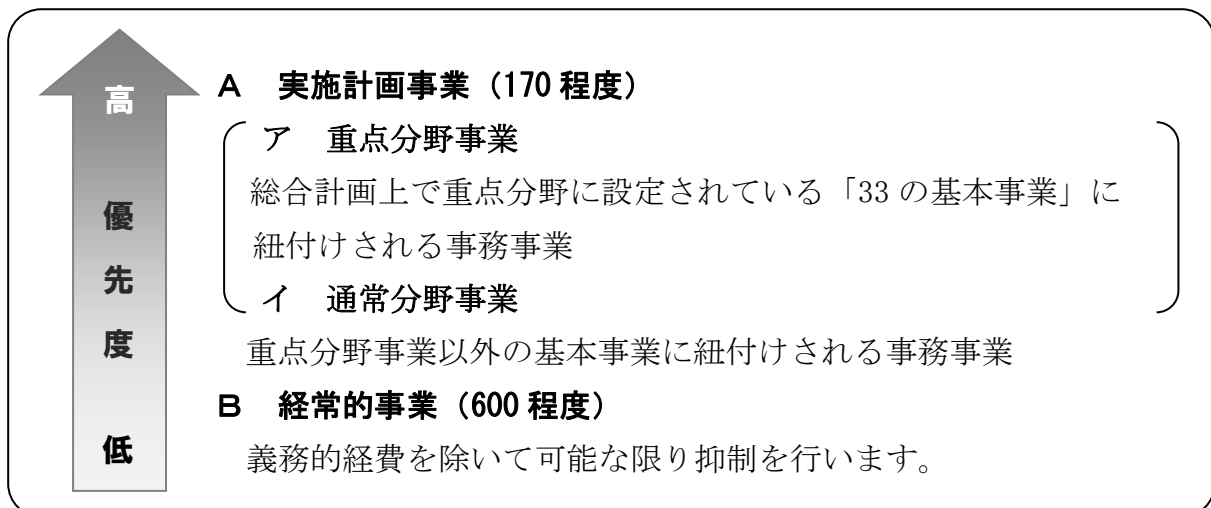
(1) 実施計画事業の先行要求

実施計画事業は（「総合計画の平成 30 年度実施計画の作成について」平成 29 年 9 月 3 日付企画財政課長通知）のとおり、財務会計システムでの予算要求入力を行って開始していますが、「実施計画ヒアリング」及び「市政経営会議」を経て最終調整となります。

このため、当通知後の要求は、経常的事業の入力が中心となります。

(2) 予算配分の優先度

実施計画事業に優先的な財源確保を図るため、以下のとおりの配分とします。



このため、新規で予算要求できる事業は、国県の制度改正等に基づき計上する人件費、扶助費等の義務的経費を除いては、原則として実施計画事業に限ることとします。